

第11期飲食店等に対する営業時間短縮協力金募集要項

申請受付期間：令和4年3月31日（木曜日）から5月18日（水曜日）まで

令和4年3月7日から3月21日の間、営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて営業時間短縮協力金を支給いたします。

主な支給要件

1. 大阪府内に要請対象施設※（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有する事業者であること（※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗）
2. 令和4年3月7日から3月21日までの期間において、下表の要請ア、イ又はウを遵守したこと

要 請 期 間	全期間	令和4年3月7日（月）～3月21日（月・祝）	15日
---------	-----	------------------------	-----

支 給 単 価		要請ア	要請イ・要請ウ
	売上高方式	2.5～7.5万円/日	3～10万円/日
	売上高減少額方式	0～20万円/日	

	要請ア	要請イ	要請ウ
ステッカー種別	大阪府感染防止認証ゴールドステッカー		大阪府感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）
通常の営業時間	午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業	午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業	
要請期間中の営業時間	午前5時から午後9時までの間に短縮	午前5時から午後8時までの間に短縮（休業含む）	
酒類の提供	酒類提供（持込み含む）は午前11時から午後8時30分までの間	酒類提供（持込み含む）は自粛	
利用人数等	同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ※大阪府「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗は、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。	同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）	

協力金の不正受給は犯罪です！

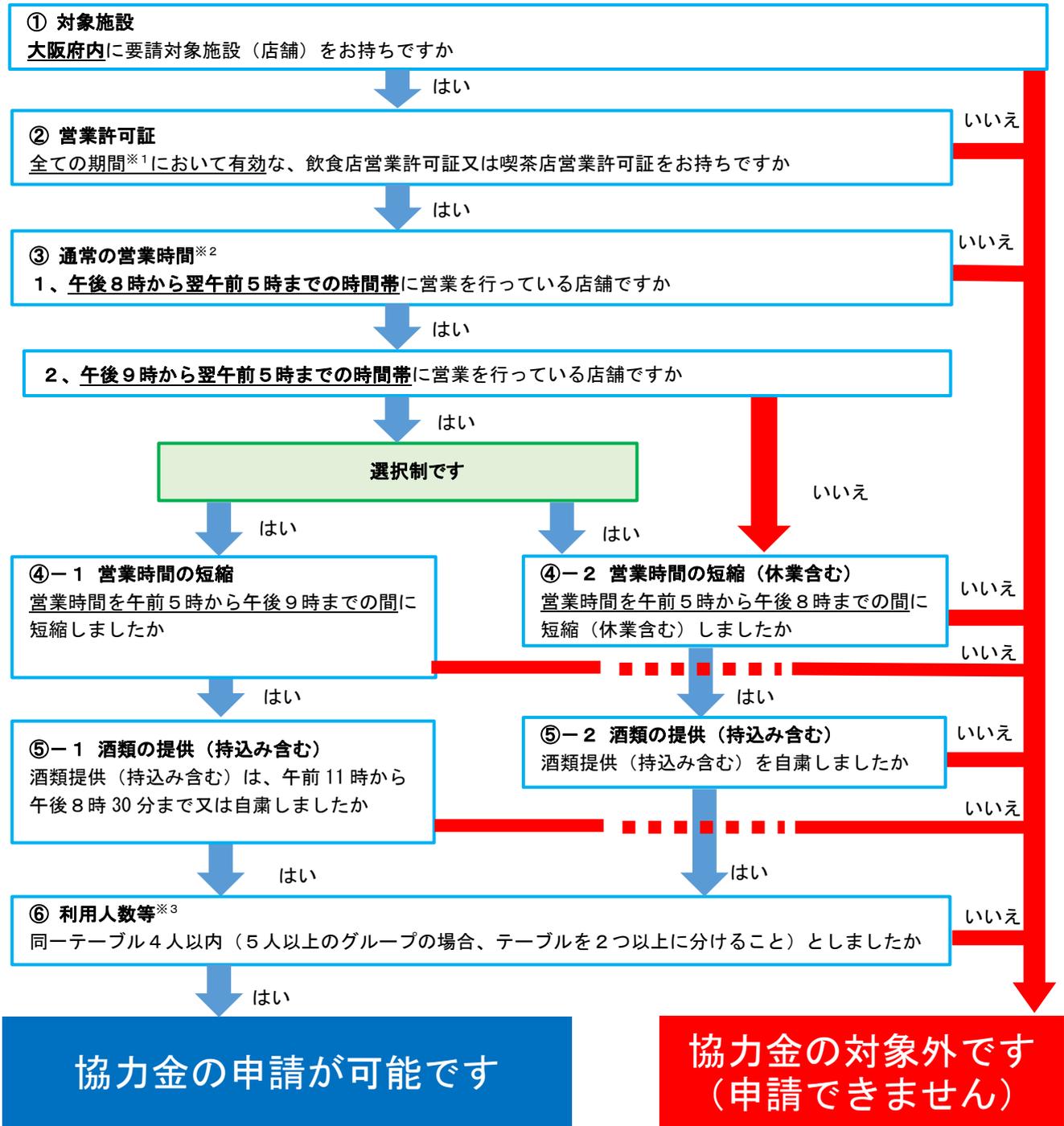
支給要件を満たさないにもかかわらず、支給要件を満たしているかのように装って申請し、協力金を受給することは犯罪です。事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

※本協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を活用した事業です。

目次

●協力金申請判定フローチャート	P 2
・ 感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗	
・ 感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）登録店舗	
●対象施設（店舗）	P 4
●申請手続き等	P 6
・ 申請期間	
・ 申請方法（オンライン・郵送）	
●申請書類（添付書類含む）	P 9
●申請書類に関する留意事項	P 12
●支給要件	P 17
●要請期間の途中に開店した店舗に関する支給要件	P 18
●協力金の支給額	P 20
・ 支給額の算定方式について	
・ 支給額の算定について	
●よくあるお問い合わせ（FAQ）	P 25
●その他	P 28
●案内等	P 29
・ 専門家による申請サポート	

協力金申請判定フローチャート（ゴールドステッカー認証店舗）



ただし、要請期間の途中に開店した場合は、開店日から令和4年6月18日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 全ての期間

要請期間の途中に開店又は閉店（店じまい）をした場合は、初日又は末日を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 通常の営業時間

営業時間短縮要請が行われていない時の営業時間を指します。

※3 利用人数等

大阪府「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗は、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。

協力金申請判定フローチャート（ブルステッカー登録店舗）



ただし、要請期間の途中に開店した場合は、開店日から令和4年6月18日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 全ての期間

要請期間の途中に開店又は閉店（店じまい）をした場合は、初日又は末日を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 通常の営業時間

営業時間短縮要請が行われていない時の営業時間を指します。

※3 ブルステッカー導入の特例措置

ブルステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は要請期間の初日までに導入していたものとみなします。

① 要請期間中、営業時間を短縮して営業していた店舗

ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、要請期間の末日までに導入した場合

② 要請期間中、休業していた店舗

ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、協力金の支給申請日又は営業再開（開始）日のいずれか早い日までに導入した場合

対象施設（店舗）

1 対象施設（店舗）一覧表

対象施設（店舗）		
1	飲食店	飲食店
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	料理店
3		喫茶店
4		居酒屋
5		1～4以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
6		キャバレー
7	遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗 ※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外	ナイトクラブ
8		ダンスホール
9		スナック
10		バー
11		ダーツバー
12		パブ
13		サロン
14		ホストクラブ
15		ディスコ
16		カラオケボックス
17		カラオケ喫茶
18		6～17以外のその他遊興施設
19	結婚式場 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている結婚式場	結婚式場、披露宴会場

2 対象施設（店舗）に係る留意事項

○ 以下に該当する店舗等は、食品衛生法における飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- (エ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー、無人販売所など
- (オ) 飲食スペースを有さないキッチンカー・露店など
- (カ) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客等のみに飲食を提供する場合
- (キ) 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する者のみに飲食を提供する場合

- 要請期間の途中で閉店した店舗については、最終営業日までが協力金の支給対象となります。ただし、閉店日（最終営業日）がわかる写真等を提出していただく必要があります。
- 要請期間の途中で新たに開店した店舗については、開店した日から要請の末日までが協力金の支給対象となります。くわしくは、18 ページの「要請期間の途中に開店した店舗に関する支給要件」をご覧ください。
- 反社会的勢力との関係を有する事業者は、支給対象となりません。
 - (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

申請手続き等

1 申請期間

令和4年3月31日（木）から令和4年5月18日（水）まで

※ 申請期間を過ぎた場合は、受付できません。必ず、期限内に申請ください。

※ 郵送の場合は、当日消印まで有効。5月19日以降の消印分は申請期間外のため受けとることができません。

2 申請方法

- ・ 申請は店舗ごとに行ってください。
- ・ 原則、オンライン申請となります。郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
- ・ 第10期協力金を申請予定の方は、本協力金の申請前に第10期の申請をお願いします。

※持参による申請は受け付けておりません。

令和4年3月31日（木）9時より『大阪府行政オンラインシステム』から申請ください。

■ 『大阪府行政オンラインシステム』 ホームページ

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



オ
ン
ラ
イ
ン

【注意】

- ① 既に営業時間短縮協力金「第1期」～「第10期」をオンラインで申請済みの方は、利用者登録は不要です。
- ② 利用者登録は、店舗毎ではなく、事業者単位で行ってください。
- ③ 申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。ただし、一時保存しただけでは、申請したことになりません。
- ④ 令和4年5月18日（水）午後11時59分までに申請完了まで行ってください。この時刻を超過しますと入力（申請）ができませんのでご注意ください。
- ⑤ 申請完了後、内容の変更はできません。申請内容に誤りがあった場合、取下げは行わず、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第11期）までご連絡ください。
- ⑥ 申請の取下げを行った場合は、申請していなかったこととなりますのでご注意ください。

郵
送

申請書類を全て揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、郵送してください。

宛先間違いがないよう、郵送にあたっては、ページ下の宛先ラベルを切り取ってご活用ください。

【注意】

- ① 要請期間中に閉店又は開店した場合は、レターパックライトの品名欄に赤字で「閉店」又は「開店」と記載してください。
- ② 郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ③ 申請内容に誤りがあった場合、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター(第11期)までご連絡ください。

3 不備があった場合

申請内容に不備があった場合は、オンライン申請の方はメールで、郵送申請の方は郵便でご連絡いたします。なお、郵送申請の場合も様式1にメールアドレスの記載がある場合は、メールにてご連絡いたします。

4 本協力金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター〔第11期〕

〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日）

〔電話番号〕 06-6615-8514

※4月の毎週土曜日及び5月の7日、14日の土曜日は開設します。

募集要項25ページから27ページおよび府ホームページに「よくあるお問い合わせ（FAQ）」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

5 専門家等による申請サポート

第11期の申請受付にあたり、無料で「書類の確認や相談」を実施します（必ず事前予約が必要です）。

詳細は、29ページをご覧ください。

※宛先間違いがないよう、郵送にあたっては宛先ラベルをご活用ください。

宛先ラベル
(郵送用)

キリトリ線 ✂

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-1 OATCビル **【O's棟】**

≪ **第11期** ≫

大阪府営業時間短縮協力金申請事務局 行

電話番号：06-6615-8514

令和4年
5月18日(水)
【消印有効】

6 支給について

(1) 協力金の支給の決定・通知

- ① 審査は店舗ごとに行い、審査の結果、申請内容が適正と認められる時は協力金の支給を決定します。

※協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1回限りです。同一店舗において同一事業者が複数回申請することはできません。正しい申請のみ残し、残りの申請については、取下げをお願いします。

- ② 協力金の支給を決定した時は、申請者の金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。なお、審査の結果、支給単価および支給額を変更することがあります。

※確定申告書類や売上帳簿等で申請店舗の店内飲食売上を確認できない場合や、中小企業等で令和4年3月1日以降に開店した店舗の支給単価は一律2万5千円又は3万円の定額となります。

- ③ 審査の結果、協力金の不支給を決定した時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方には不支給に関する通知を郵送します。

(2) 協力金の振込

協力金は、「府・時短協力金申請事務局（フ・ジタンキヨウリヨクキンシンセイジムキヨク）」より、審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。

(3) 協力金の申請後の取下げ・支給の取消

- ① 申請後に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合、また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、速やかに届け出てください。届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第11期）までご連絡ください。

- ② 本協力金の支給決定後、大阪府の調査等により、申請書類に記載された内容に虚偽が判明した時等は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、大阪府に協力金を全額返還するとともに、違約金（年10.95%）及び納期限を過ぎた場合は延滞金（年10.95%）を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、特に悪質な申請である場合には警察に情報提供の上、被害届の提出又は告訴や、事業者名の公表を行うことがあります。

申請書類（添付書類含む）

申請は店舗ごとに行ってください。店舗ごとに必要書類1～4が必要となります。
算定方式と支給単価を確認の上、必要な書類をご提出ください。
要請期間の途中に開店した店舗に係る申請は、18ページをご確認ください。

算定方式	支給単価	必要書類
売上高方式	一律（2万5千円又は3万円/日）	必要書類1 のみ
	売上高に応じて 2万6千円～7万5千円/日 又は 3万1千円～10万円/日	必要書類1 必要書類2「13 14 15」
売上高減少額方式	売上高減少額に応じて 0～20万円/日	必要書類1 必要書類2「13 14 15 16」

上記に加え、要請期間の途中に閉店（店じまい）した店舗は**必要書類3**が、要請期間の途中に開店した店舗は**必要書類4**が必要です。なお、開店から間もない店舗（概ね要請期間の1ヵ月前以内に開店）についても**必要書類4**を求めることがあります。

注意

○申請書類等の追加提出を依頼することがあります。

申請内容に不備があった場合や営業実態などの支給要件を確認する場合、必要書類のほかに、事務局から追加で書類の提出を依頼しますので、ご対応いただけますようお願いいたします。その場合、審査については通常より時間を要する場合があります。要件を満たしていることが確認できない場合は、協力金の支給ができません。

必要書類1 全ての店舗において提出する書類

申請に必要な書類	過去申請あり		新規申請
	10期	1～9期	
① 第11期飲食店等に対する営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）	必要	必要	必要
② 第11期飲食店等に対する営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）	必要	必要	必要
③ 誓約・同意書（様式3）	必要	必要	必要
④ 本人確認書類の写し	省略可 ^{※1}	省略可 ^{※1}	必要
⑤ 振込先口座を確認できる書類（通帳コピー等）	省略可 ^{※2}	省略可 ^{※2}	必要
⑥ 食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し	省略可 ^{※3}	省略可 ^{※3}	必要
⑦ 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（要請期間中の店舗の実態が確認できるもの）	省略可	必要	

⑧ 飲食スペース等が確認できる店舗の内観の写真	省略可	必要	
⑨ 要請期間中の営業時間がわかる写真等	必要	必要	
⑩ 大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を店舗に掲示している写真 ※感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗は不要です。	省略可	省略可	必要
⑪ 大阪府が発行する「感染防止認証ゴールドステッカー」を店舗に掲示している写真	必要 (3月7日以降に認証を受けた店舗のみ)	必要 (認証店舗のみ)	
⑫ 事業所得のわかる直近の確定申告書の写し等	省略可	必要	

※1 法人の場合で、代表者に変更があった場合は提出してください。

※2 振込先口座を変更する場合は、新しい振込先口座を確認できるものを提出してください。

※3 前回提出頂いた営業許可証が最新のものである場合は提出を省略できます。ただし、営業許可証の営業所所在地が「〇〇市内一円」など1か所に特定されていない場合は、現在の営業許可証の写しを提出してください（13ページ参照）。

必要書類 2 該当店舗のみ提出（売上高方式の支給単価一律の店舗は、提出不要です。）

申請に必要な書類	
⑬ 算定シート	※該当する算定シートを提出ください。
⑭ 算定シートに係る算定参照年（月）の事業年度（令和3年／令和2年／平成31年のいずれか）に応じた「3月」の売上帳簿	
⑮ 上記⑭の売上帳簿に応じた事業年度（令和3年／令和2年／平成31年のいずれか）に係る確定申告書類の写し	【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） 【個人】確定申告書B第一表及び、青色申告決算書（両面）又は収支内訳書（表面） ※税務署受付印や電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限りません。
売上高減少額方式の申請店舗のみ	
⑯ 令和4年「3月」の売上帳簿	

・帳簿の枚数が多く、かつPDF化ができない場合は、オンライン申請で全てのデータアップロードができないことがあります。その場合は、郵送申請にしてください。

必要書類 3 要請期間の途中に閉店（店じまい）した店舗に係る必要書類

要請期間の途中（3月7日から3月20日まで）に閉店（店じまい）した店舗

○閉店日を確認できる写真等

（例）

- ・閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・閉店日のお知らせを、店舗のホームページや SNS などで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は無効となります。

必要書類 4 要請期間の途中に開店した店舗に係る必要書類

要請期間の途中（3月8日から3月21日まで）に開店した店舗

○開店日から令和4年6月18日（申請期限から1ヵ月）までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間中、飲食店営業に係る売上があることが支給要件となり、営業実態が確認できる書類等の提出が必要です。詳細は18ページを参照してください。

注意

申請書類や写真等の偽造、変造、偽りがあった場合、協力金の支給決定の取消及び返還に加え、違約金を支払っていただくことがあります。

特に悪質な申請があった場合には、警察に情報提供の上、被害届を提出又は告訴します。

申請書類に関する留意事項

必要書類 1 について	
<p>■支給要件確認書（様式 2）</p> <p>○店舗名はできるだけ詳しく書いてください。（例：「大阪食堂 大手前店」）</p>	<p>※オンライン申請の場合は入力項目</p>
<p>■誓約・同意書（様式 3）</p> <p>○全ての誓約・同意事項を確認し、署名又は記名・押印してください。 ○個人事業主の場合は（個人事業主の）自宅住所、法人の場合は本店所在地を記入ください。</p>	<p>※オンライン申請の場合は入力項目</p>
<p>■本人確認書類の写し</p> <p>○氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写しを提出してください。有効期限内のものに限ります。 ○法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。 例：運転免許証（表・裏両方/日本国発行限定）、運転免許経歴証明書、パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020 年 2 月 4 日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）、各種健康保険証（表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。）、特別永住者証明書・在留カード（表・裏両方）、写真がある住民基本台帳カード（表面）、マイナンバーカード（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。）</p>	<p>※過去申請から、変更なければ省略可</p>
<p>■振込先口座を確認できる書類（通帳コピー等）</p> <p>○支給申請書（様式 1）に記載の金融機関と同じものを提出してください。 ・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（カタカナ）が確認できるものを提出してください。 ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。 ・通帳がある場合は 1 ページ目の見開き部分、通帳がない場合※は振込先口座を確認できるもの ※ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面。 当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）など。</p>	<p>※過去申請から、変更なければ省略可</p>

■食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し

※固定店舗の申請であり、過去申請から変更なければ省略可

○要請期間の全てにおいて、有効な営業許可証の写しを提出してください。

※飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可証は受け付けできません。(例：食肉販売業)

○対象店舗の名称・所在地と営業許可証に表示された営業所名称・所在地が一致している必要があります。

○許可証の営業所所在地が「〇〇市内一円」など1か所に特定されていない場合、過去に協力金の申請を行っていても、許可証の提出が必要です。自動車営業許可の場合は必ず自動車登録番号(車両番号)の記載が確認できる許可書を提出ください。また、併せて次の書類を提出してください。

- ・許可証の申請時に提出した営業施設の構造及び設備を示す図面の写し
- ・店舗を設置する場所の賃貸借契約書(転貸借契約書や業務委託契約書など)の写し、発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本(土地)のいずれか
- ・許可証に記載された自動車登録番号(車両番号)と一致する車検証の写し(自動車営業許可の場合のみ)

○申請者と営業許可証に表示された名義は一致している必要があります。名義が異なる場合、過去に協力金の申請を行っていても、申請者と名義人連名の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出してください。

※審査において、申請店舗の関係者に対し本申請の内容を確認・調査する場合があります。

■店舗名(屋号)がわかる店舗の外観の写真(要請期間中の店舗の実態が確認できるもの)

※第10期申請の店舗は省略可

○店舗名がはっきり見え、かつ入り口を含む店舗の全体像が分かる写真を提出してください。

1枚の写真では困難な場合は、「寄り」と「引き」の2枚になっても構いません。

※次のような写真は、店舗の実態が確認できず、無効となります。

令和4年3月6日以前に撮影した写真、店舗名(屋号)のみが写っている写真、店舗名(屋号)が確認できない写真、店舗の扉のアップの写真、ビルの集合看板の写真、別の店舗の写真

■飲食スペース等が確認できる店舗の内観の写真

※第10期申請の店舗は省略可

○店内の飲食スペース(机、椅子、メニュー、調味料や酒類等が写っている)がわかる、入り口から全体を見渡せる写真を提出してください。

1枚の写真では困難な場合は、「寄り」と「引き」の2枚になっても構いません。

※次のような写真は、店舗の実態が確認できず、無効となります。

令和4年3月6日以前に撮影した写真、飲食スペースが確認できない写真、レジのみの写真、別の店舗の写真

■要請期間中の営業時間がわかる写真等

○写真については、申請店舗の要請期間中の営業時間（午前5時から午後8時までの間に時短営業（又は休業）若しくは、午前5時から午後9時までの間に時短営業）が分かり、かつ店舗に掲示していることが分かるものを提出してください。1枚の写真では困難な場合は、「寄り」と「引き」の2枚になっても構いません。

（具体例）

- ・要請期間中の営業時間又は休業のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・要請期間中の営業時間又は休業のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※次のような写真や画像は無効となります。

実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）。

○遵守する要請を期間途中で変更した場合は、変更前と変更後のそれぞれ時短営業していたことがわかる写真等を添付してください。

例：午後8時までの時短営業（酒類提供は自粛）をしたが、ゴールドステッカーを取得したため、午後9時までの時短営業とし、酒類の提供は午後8時30分までとした場合は、要請ウおよび要請アに係る写真等を両方添付してください。

■大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」を店舗に掲示している写真（「感染防止認証ゴールドステッカー」認証店舗は提出不要）

※過去申請あれば省略可

○ステッカー番号がわかり、かつ店舗に掲示していることがわかる写真を提出してください。1枚の写真では困難な場合は、「寄り」と「引き」の2枚になっても構いません。

○大阪府以外が発行した同種のステッカーは、本協力金申請においては無効です。

※次のような写真は、無効となります。

店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合等）、別の店舗のステッカーを掲示している写真

■大阪府が発行する「感染防止認証ゴールドステッカー」を店舗に掲示している写真

※「感染防止認証ゴールドステッカー」認証店舗のみ

○ステッカー番号がわかり、かつ店舗に掲示していることがわかる写真を提出してください。1枚の写真では困難な場合、「寄り」と「引き」の2枚になっても構いません。

※第10期申請済みの店舗であっても、3月7日以降に「感染防止認証ゴールドステッカー」の認証を受けた場合は写真を提出してください。

○大阪府以外が発行した同種のステッカーは、本協力金申請においては無効です。

※次のような写真は、無効となります。

店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合等）、別の店舗のステッカーを掲示している写真

■事業所得のわかる確定申告書の写し等

○法人の場合は、直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一」の写しを提出してください。

※会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の法人その他の団体（NPO法人等）で確定申告を行っていない場合は、活動計算書等、事業活動を行ってることがわかる書類の写しを添付して提出してください。

○個人事業主の場合は、令和3年又は令和2年の確定申告における「確定申告書B第一表」の写しを提出してください。

※給与所得しか確認できない「確定申告書B第一表」の写しは無効です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年3月15日までの期限内に申告ができなかった方は、令和2年の確定申告書をご提出ください。

※確定申告を行っていない場合は、住民税申告書の写しを提出ください。

○税務署の受付印又は税理士の押印（署名含む）のある確定申告書の写し又は電子申告の場合は確定申告書の写しに加え、「受信通知」の写しを併せて提出してください。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

○確定申告書の写しをお持ちでない場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書又は納税証明書（その2）を提出してください。

○直近の確定申告書の写しを提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

【初回の確定申告の期限が到来していない場合】

- ・法人の場合 … 「法人設立設置届出書」の控え又は発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- ・令和4年1月1日以降に開業した個人事業主の場合 … 税務署の受付印がある「個人事業の開業・廃業等届出書（以下「開業届」という。）」の控え

【令和3年12月31日以前に開業した個人事業主であり、確定申告書の写しが提出できない理由がある場合】

- ① 理由書（確定申告書等不提出の理由）
- ② 以下のいずれかの書類
 - ・賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し
 - ・発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物）
 - ・店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の水道光熱費の検針票、請求書、領収書のいずれかの写し

必要書類 2について ※売上高方式の一律2万5千円又は3万円の支給単価の場合は、提出不要

■令和3年／令和2年／平成31年のいずれかの3月を含む事業年度の確定申告書類の写し

- 確定申告書類は売上高が明記されているものに限りです。
- 税務署の受付印又は税理士の押印（署名含む）のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを併せて提出してください。確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
- 確定申告書の写しが手元がない場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。
- 確定申告を行っていない場合は住民税申告書の写しを提出ください。
- 個人事業主で令和4年1月1日以降に新規開店した店舗や、法人で直近の決算後に新規開店した店舗等、当該店舗の売上高が含まれていない場合は提出不要ですので、理由書でその旨を申し出てください。
- 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の法人その他の団体（NPO法人等）で確定申告を行っていない場合は、活動計算書等、事業活動を行っていることがわかる書類の写しを添付して提出してください。

■算定シート

- 算定シート早見表にもとづき、該当する算定シートを提出してください。

※要請期間の途中に開店した店舗については、18ページも併せて参照してください。

支給要件

支給要件は、次の1～5全ての要件を満たすことが必要です。

1 大阪府内に要請対象施設（以下「店舗」という。4ページ「対象施設(店舗)一覧表」参照）を有する事業者^{※1}であること

※1 対象となる事業者とは、大阪府内に店舗を有する事業者（個人・中小・大企業全て）です。法人形態・規模を問いません。ただし、宗教法人は除きます。

2 令和4年3月7日から3月21日までの期間全てにおいて、下記、要請ア、イ又はウを遵守したこと。

	要請ア	要請イ	要請ウ
ステッカー種別	大阪府感染防止認証ゴールドステッカー		大阪府感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）
通常の営業時間 ^{※2}	午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業	午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業	
要請期間中の営業時間	午前5時から午後9時までの間に短縮	午前5時から午後8時までの間に短縮（休業含む ^{※3} ）	
酒類の提供	酒類提供（持込み含む）は午前11時から午後8時30分までの間	酒類提供（持込み含む）は自粛	
利用人数等	同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ※大阪府「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗は、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。		同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）

※2 通常の営業時間とは、営業時間短縮要請が行われていない時の営業時間を指します。直近では、令和3年10月25日から令和4年1月26日に営業されていた時間となります。なお、通常の営業時間を店の看板等で対外的に表示していたこと、実際にその時間で営業した実績があったこと等が確認できる書類等を求める場合があります。

※3 要請を遵守するために休業した場合のみ協力金の対象となります。営業するために必要な設備等を備えており、直ちに営業を再開（開始）できる状態（店舗設備が使える状態である、改装中で飲食提供できない状態ではない等）である必要があります。

3 申請する店舗において、食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を有していること。

4 感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー（ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗用ゴールドステッカーを含む）」を導入していること。

5 令和4年3月7日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）し、申請する店舗において3月7日以前に営業実態があること。

⇒要請期間の途中に開店した店舗は次ページをご確認ください。

要請期間の途中に開店した店舗に関する支給要件

要請期間の途中に開店した店舗については、下記の支給要件を満たす必要があります。また、「2 支給要件（2）」に示す要件を確認した後の決定となりますことを予めご了承ください。

1 要請期間の途中に開店した店舗

令和4年3月8日から3月21日の間に開店した店舗

2 支給要件

- (1) 開店日*から令和4年3月21日までの期間、前ページの支給要件1～4全ての要件を満たすこと。
- (2) 開店日*から令和4年6月18日（申請期限から1ヵ月）までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間中、飲食店営業に係る売上があること。

※ 開店日とは、店舗において初めて営業実態がある日のことをいいます。開業届に加え、SNS等で広く一般的に開店したことがわかるもの、レシートやキャッシュレス決済の利用履歴、仕入伝票などで、明確に営業されていたことが書類で確認できる必要があります。店舗改装中や水道光熱費等の開栓を行っていないなどの開店準備でとどまっており、客観的に開店していることが認められない（営業できる状態にない）場合は支給対象になりません。

3 申請書類

9、10ページの必要書類1、2に加え、以下①から⑥全ての書類を提出してください。

必要書類4について

① 飲食提供が確認できるメニュー表

・店内で使用されているメニュー表（店内の壁等に掲示されているメニュー表の写真でも可）。

② 食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の申請時に提出した営業施設の構造及び設備を示す図面の写し

③ 開店日を確認できる書類

1 開店日のお知らせのチラシを店舗に掲示している写真（開店日が客観的に確認できる写真）又は開店日のお知らせを店舗のホームページや SNS などで、広く一般の利用客向けに発信している画面

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

2 開店日までに店舗内装・設備工事等の開業準備を行ったことを証する領収証・納品書等で、宛先として申請者名が明記されているもの

④ 要請期間中に、店舗の運営権を有していることを確認できる書類

【所有の場合】発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物）

【賃貸の場合】（以下の全て）

- ・ 店舗の賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し
- ・ 開店日を含む1ヵ月分の家賃の支払いが確認できる書類（通帳の振込みが確認できるページ、家賃の領収書など）

⑤ 開店日から1ヵ月間の営業実態が確認できる書類1～3全て（開店日から1ヵ月のもの）

1 売上帳簿及び仕入帳簿

店舗名・年度及び日毎の売上と仕入れの状況がわかるもの

2 仕入伝票、出金伝票

日付、宛先として申請者名（または屋号）が明記されているもの

実際に酒類・食料を仕入れたことが確認できる請求書・領収書・納品書等

3 申請者（または屋号）及び店舗所在地が記載されている水道光熱費（電気・水道・ガス）の支払いが確認できる書類（領収書の写し等。期間内に支払ったもの）

もし、宛先や住所の表記がない場合は、当該店舗のものであることを申し立ててください。

例：「添付の水道光熱費の書類の宛名は、申請者本人のものです。」

例：「添付の水道光熱費の書類の住所は、申請店舗に請求されたものです。」など

⑥ 通常の営業時間がわかる資料

- ・ 通常の営業時間がわかる看板等を店舗に掲示している写真
 - ・ 通常の営業時間を店舗のホームページやSNSなどで広く一般の利用客向けに発信している画面の画像
 - ・ 注文時刻や会計時刻が確認できるPOS等の資料
 - ・ その他、通常の営業時間がわかる写真・資料
- ※要請等の終了後、通常の営業時間で営業している状態における資料を提出してください。
※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合は、無効となります。

【⑤、⑥に係る書類が申請期限までに提出できない場合】

◆①～④については、必ず申請期限までに提出してください。

◆⑤、⑥については提出がない場合は、申請事務局より改めて提出の案内を通知させていただきます。全ての書類の提出後からの審査開始となりますので、時間を要しますことを予めご了承ください。

注意

営業実態を確認するために、電話による確認のほか現地調査を行うことがあります。

営業実態が確認できない場合は、協力金の支給ができません。

協力金の支給額

1 支給額の算定方式について

(1) 中小企業等（個人事業主含む）の方

売上高方式 又は 売上高減少額方式 を選択いただき、支給額を算出してください。

中小企業等とは、以下のいずれかに該当する者（みなし大企業は除く）です。

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び個人事業主
- ・ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の法人その他の団体[※]でその営む主たる事業について中小企業基本法第2条第1項各号に規定する事業に応じ、常時使用する従業員、職員又は使用人の数が当該各号に規定する数以下のもの

※一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合等

【参考：中小企業基本法における中小企業者の要件】

業種	中小企業者の要件（次のいずれか）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※飲食店は「小売業」にあたります。

(2) 大企業（みなし大企業含む）の方（上記（1）中小企業等に該当しない者）

売上高減少額方式を用いて、支給額を算出してください。

みなし大企業とは、租税特別措置法施行令第27条の4第21項（令和4年4月1日以降は、同条第25項に改正される予定です）に規定される以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人

【大規模法人とは】

- 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - 大法人*の100%子法人
 - 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人
- * 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 等

2 支給額の算定について

本協力金の支給額は、**[支給単価×日数]**で算出します。

支給単価は、1日当たりの支給額のことであり、申請店舗における飲食部門の売上高をもとに算定します。

※令和3年3月1日以降開店の店舗については、1日当たりの売上高の算定にあたり特例があります。23ページの売上高等の算定の特例（新規開店）をご確認ください。

《売上高についての主な注意事項》

飲食部門のみの売上高を対象とします。

※営業時間短縮の要請対象とならない事業（デリバリー、テイクアウト、物販等）の売上高は含めることができません。

※消費税及び地方消費税は含めません（課税・免税事業者問わず、税抜き金額で計算してください）。

※営業時間短縮協力金等の給付金等は売上高に含めることはできません。

(1) 売上高方式

令和3年／令和2年／平成31年のいずれかの3月の1日当たりの売上高から支給単価を算定します。支給単価の算定は、算定シートにて行い、ご提出ください。

※一律2万5千円又は3万円の支給単価の店舗については、算定シートの提出は不要です。

① 要請期間において要請アを遵守した場合（1日でも要請アを遵守した場合）

令和3年／令和2年／平成31年の いずれかの3月の1日当たりの売上高	支給単価
83,333円以下の場合	一律2万5千円（定額）
83,333円超の場合	1日当たりの売上高×0.3（千円未満切上げ） ※上限7万5千円

② 要請期間において要請イ又はウを遵守した場合

令和3年／令和2年／平成31年の いずれかの3月の1日当たりの売上高	支給単価
75,000円以下の場合	一律3万円（定額）
75,000円超の場合	1日当たりの売上高×0.4（千円未満切上げ） ※上限10万円

1日当たりの売上高

令和3年3月
令和2年3月
平成31年3月

いずれかの月の売上高 ÷ 31日

(2) 売上高減少額方式

以下の計算式により支給単価を算定します。支給単価の算定にあたっては、算定シートをご活用いただき、ご提出ください。

- ① 要請期間において要請アを遵守した場合（1日でも要請アを遵守した場合）
 支給単価①もしくは②の**いずれか低い額**（ただし、上限 20 万円）。

支給単価①： $(A - B) \times 0.4$ （千円未満切上げ）

支給単価②： $A \times 0.3$ （千円未満切上げ）

- ② 要請期間において要請イ又はウを遵守した場合
 支給単価①の金額（ただし、上限 20 万円）。

支給単価①： $(A - B) \times 0.4$ （千円未満切上げ）

1日当たりの売上高

$\left\{ \begin{array}{l} \text{令和3年3月} \\ \text{令和2年3月} \\ \text{平成31年3月} \end{array} \right\}$ いずれかの月の売上高 \div 31日 —(A)
 令和4年3月の売上高 \div 31日 —(B)

(3) 日数

要請を遵守した期間に応じ、以下の日数とします。

要請を遵守した期間	日数
【全期間】 ≪令和4年3月7日 ~ 3月21日≫	15日 [※]
期間の途中で【閉店（店じまい）】	3月7日から閉店日まで
期間の途中で【開店】	開店日から3月21日まで

※日割り計算は行いません。

注意

提出頂いた売上帳簿等をもとに審査した結果、支給単価および支給額を変更することがありますので、ご了承ください。

◆売上高等の算定の特例

新規開店 (令和3年3月1日以降開店)	※中小企業等で令和4年3月1日以降に開店した店舗の支給単価は一律2万5千円又は3万円の定額です。
開店日(令和3年3月1日以降開店)から令和4年2月までの間の「任意で選択した月(単月)」の売上高を当該月の日数で割った額、又は開店日から令和4年2月28日までの総売上を当該期間の日数で割った額を用いて、1日当たりの売上高及び1日当たりの売上高減少額を計算することができます。	
平均方式	
申請店舗における月単位の売上高を把握することが困難な場合等においては、例外として、申請店舗ごとの年度の売上高を年度の日数(365日又は366日)で割り、1日当たりの売上高及び1日当たりの売上高減少額を計算することができます。ただし、平均方式を採用した年度においては、その他の方式で売上高を算定する(申請ごとに方式を変更する)ことはできません。	
なお、年度の途中で開店した場合は、その事業年度の総売上を事業年度における日数(開店日を始期とする)で割り、1日当たりの売上高及び1日当たりの売上高減少額を計算することができます。	
合併・法人成り・事業承継	
合併・法人成り・事業承継により、「令和4年3月(時短要請月)」と「令和3年/令和2年/平成31年のいずれかの3月(算定に当たり売上高を参照した月)」の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合は、異なる過去の事業者の売上高を基準に、1日当たりの売上高又は1日当たりの売上高減少額を計算することができます。	
その場合、追加で以下の書類の提出が必要です。	
①合併の場合	
・発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し ※合併した旨を確認するため ・合併前の各法人の飲食部門の売上高(令和3年、令和2年又は平成31年2月)が確認できる確定申告書類及び売上帳簿の写し	
②法人成りの場合	
次のいずれかの写し ・法人設立届出書の写し(税務署の受付印があるもの) ※「設立形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。 ・開業届の写し(税務署の受付印があるもの)及び発行3ヵ月以内の法人の履歴事項全部証明書の写し ※「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。	
③事業承継(個人事業主)の場合	
・事業を引き継いだ者(申請者)の開業届の写し(税務署の受付印があるもの)	

- ・ 事業を譲った者の名義の飲食部門の売上高（令和3年／令和2年／平成31年のいずれかの3月）が確認できる確定申告書類及び売上帳簿等
- ・ 死亡による事業承継の場合は、上記二点に加え次のいずれかの写し
 - ◇ 所得税の青色申告承認申請書（税務署の受付印があるもの）
 - ※ 「5 相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致していること。
 - ◇ 個人事業者の死亡届出書（受付印があるもの）
 - ※ 「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること。
 - ◇ 準確定申告書類（受付印があるもの）
 - ※ 死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印されていること。

罹災（大阪北部地震等）

災害の影響を受けて、被災前に比べて平成31年3月の売上高が下がっている場合は、平成30年又は平成29年の3月の売上高を基準に、1日当たりの売上高又は1日当たりの売上高減少額を算定することができます。

その場合、以下の書類の提出が必要です。

- ・ 平成30年又は平成29年分の確定申告書類の写し及び同年の3月の売上帳簿の写し
- ・ 罹災証明書等

よくあるお問い合わせ（FAQ）

支給要件

Q 1、通常の営業終了時間（営業時間短縮要請が行われていない時期における営業終了時間）が午後6時までの店舗は協力金の対象ですか。

A、（営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため）協力金の対象外です。通常の営業終了時間が午後8時を超える店舗が協力金の対象となります。

Q 2、ブルーステッカー登録店舗で、通常の営業終了時間が午後8時です。酒類の提供を自粛した場合、協力金の対象となりますか。

A、（営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため）協力金の対象外です。

Q 3、ゴールドステッカー認証店舗で、通常の営業終了時間が午後9時です。協力金の対象となりますか。

A、午後8時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛）又は休業した店舗であれば対象となります。ただし、通常どおり午後9時まで営業した場合や、午後8時までの営業時間短縮を行っていても酒類を提供した場合は対象外となります。

【参考】通常午後9時までに終了するゴールドステッカー認証店舗の場合

パターン	要請期間中に実施した内容	協力金の有無 (1日当たり支給額)
①要請期間開始前からゴールドステッカー認証店舗であった		
①-1	午後9時まで営業（酒類提供は午後8時30分まで）【通常どおり営業】	対象外
①-2	午後8時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛）又は休業	3～10万円
①-3	期間中、1日でも午後8時を超えて営業（午後9時までの営業時間短縮）又は酒類提供	対象外
②要請期間の途中でゴールドステッカー認証店舗になった		
②-1	認証前：午後8時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛） 認証後：午後9時までの営業時間短縮（酒類提供は午後8時30分まで）	対象外
②-2	認証前も認証後も、午後8時までの営業時間短縮（酒類提供は自粛）	3～10万円

Q 4、ゴールドステッカー認証店舗が、日ごとに遵守する要請内容を変更した場合も協力金の対象となりますか。

A、対象となります。ゴールドステッカー認証店舗については、期間中、要請を遵守していただければ、日ごとに遵守する要請内容を変えたとしても支給可能です。ただし、その場合は、支給単価は2.5～7.5万円/日（売上高方式の場合）となります。要請に応じた内容によっての日割り計算はしません。

Q 5、要請期間の途中でゴールドステッカー認証店舗となり、それまでは午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類提供は自粛）、認証後は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類提供は午前11時から午後8時30分まで）した場合、協力金の対象となりますか。

A、対象となります。ただし、期間の途中で変更した場合、支給単価は2.5～7.5万円/日（売上高方式の場合）となります。要請に応じた内容によっての日割り計算はしません。

Q 6、夏場のみ営業している店舗（ビアガーデン等）です。支給対象となりますか。

A、協力金の対象外です。第11期要請期間において営業予定がなく、営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため支給できません。

Q 7、店内飲食営業を、午後8時（または9時）まで営業時間短縮し、その後、午後8時（または9時）以降にデリバリーやテイクアウト営業、ジャズバー等で無観客ライブの配信等を行っても協力金の対象となりますか。

A、飲食提供の営業時間短縮を行っているので対象となります。

ただし、デリバリーやテイクアウトの専門店については、そもそも営業時間短縮の要請対象とならない店舗であるため支給できません。

支給額

Q 8、飲食部門の売上には何が計上できますか。

A、申請する店舗の店内飲食売上（消費税及び地方消費税は除く）のみです。営業時間短縮の要請対象とならない事業（デリバリー、テイクアウト、物販等）の売上を含むことはできません。

また、営業時間短縮協力金等の給付金等についても売上を含むことはできません。

Q 9、テイクアウトも行っていますが、テイクアウト売上と店内飲食の売上を分けられない場合は、合計額で申請してもよいですか。

A、テイクアウトに係る売上は除いてください。分離できない場合は、支給単価は一律2万5千円又は3万円の定額となります（売上高方式の場合）。

Q10、1日当たりの売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ることはできますか。

A、できません。暦日数（カレンダーの日数）で割ってください。

Q11、令和3年3月10日に開店しました。売上高方式で申請する場合、1日当たりの売上高を算出するに当たり、令和3年3月の飲食部門の売上を31日で割るのでしょうか。

A、開店された3月10日から3月31日までの22日間で割ることになります。

または、新規開店特例（23ページ）を活用し、例えば個人事業主であれば令和3年3月10日から12月31日までの総売上を日数（297日）で割ることもできます。

Q12、令和4年3月15日に閉店（店じまい）しました。売上高減少額方式で申請する場合、令和4年3月の飲食部門の売上を31日で割るのでしょうか。

A、閉店するまでの15日間で割ることとなります。

Q13、中小企業ですが、令和3年の3月は府の要請により休業、令和2年の3月は店舗の改装により、ともに売上がほとんどありませんでした。この場合、3月ではなく、特例として平均方式を採用し、令和3年事業年度又は令和2年事業年度の売上を日数で割って計算することができますか。

A、平成31年3月の売上を参照してください。ただし、相当の事情があると認められた場合は、平均方式を用いて申請できることがあります。特例として申請いただいた場合は、審査上、ご事情をお伺いすることになります。また、平均方式を選択された場合、次期以降の申請にあたって平均方式で申請していただくこととなりますのでご注意ください。

Q14、令和2年10月に大阪市内で新規開店しました。令和3年3月は、大阪府の要請に基づき時短営業（または休業）したためほとんど売上がなく、令和2年3月は開店前のため売上がありません。平均方式で申請できますか。

A、申請店舗において、要請の影響で令和3年3月の売上高がゼロもしくは大幅な落込みがあった場合は、平均方式で申請できます。

令和2年度の総売上を日数^{*}で割った金額が1日あたりの売上高となります。また、平均方式を選択された場合は、次期以降の申請にあたって平均方式で申請していただくこととなりますのでご注意ください。

※個人事業主は12月、法人は決算月（日）までの日数となります。

営業許可証

Q15、食品衛生法の改正により令和3年6月1日以降に飲食店営業許可が不要となった菓子製造事業者（飲食店の営業許可は失効済）ですが、第11期協力金の対象ですか。

A、菓子製造事業者に係る特例的な取扱いは、令和3年10月の全国的に時短要請が一旦終了した時点までの対応であるとの見解が国から示されたため、第11期協力金の対象外となります。

その他

1. 本協力金の申請者は、営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）を大阪府ホームページ上にご紹介させていただきます。
2. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
3. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。
4. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」の登録情報と照合することがあります。
5. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
7. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
8. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者を提供することがあります。
9. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
10. 申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
11. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
12. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、前各号に掲げる事務のほか、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

案内等

■ 専門家等による申請サポート

大阪府では、「第11期飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の申請受付にあたり、小規模事業者等の適正・円滑な申請を支援するため、大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部を除く。）において、無料で「書類の確認や相談」を実施します。（申請代行を行うものではありません）

専門家等によるサポートで、申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。

「書類の確認や相談」は、事前に募集要項等をご確認いただき、必要書類を揃えた上で受けてください。

事前予約制です。詳しくは、サポートを実施する各団体にお問い合わせください。

※【ご注意】必ず事前に電話予約を行った上「書類の確認や相談」を受けてください。

予約をせずに、実施機関を訪問することは、絶対に行わないでください。

「書類の確認や相談」以外の業務を専門家に依頼した場合は、申請者の負担となりますので、ご注意ください。

実施団体（3月30日現在）

大阪府行政書士会、能勢町商工会、豊能町商工会、箕面商工会議所、豊中商工会議所、島本町商工会、北大阪商工会議所、守口門真商工会議所、大東商工会議所、四條畷市商工会、東大阪商工会議所、八尾商工会議所、松原商工会議所、大阪狭山市商工会、羽曳野市商工会、藤井寺市商工会、富田林商工会、河内長野市商工会、忠岡町商工会、泉大津商工会議所、岸和田商工会議所、貝塚商工会議所、泉佐野商工会議所、泉南市商工会、阪南市商工会、岬町商工会

実施団体の問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



■ 営業時間短縮協力金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください～

営業時間短縮協力金は、所得税又は法人税の計算上、事業所得に区分され、課税対象になります。協力金を受給された場合、確定申告の申告漏れのないようご注意ください。

ただし、協力金を含めた収入から経費を差し引きますので、協力金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■ 営業時間短縮協力金にかかるアンケートについて

営業時間短縮協力金の効果検証のため、第11期のオンライン申請において、アンケート調査を行いますのでご協力をお願いします。

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター 【第11期】

〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日）

〔電話番号〕 06-6615-8514

※4月の毎週土曜日及び5月の7日、14日の土曜日は開設します。

宛先ラベル（郵送用）

宛先間違いがないよう、郵送にあたっては、宛先ラベルを切り取ってご活用ください。

キリトリ線 ✂

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビル **【O's棟】**

《 **第11期** 》

大阪府営業時間短縮協力金申請事務局 行

電話番号：06-6615-8514

令和4年
5月18日（水）
【消印有効】